

審査基準と標準処理期間

処 分 名	自己情報の開示請求に対する開示・不開示等の決定		
根拠法令名	埼玉東部消防組合個人情報保護条例	(条項) 第 13 条 第 18 条第 1 項	
基準法令名	埼玉東部消防組合個人情報保護条例	(条項) 第 13 条 第 18 条第 1 項	
所 管 部 署	消防局総務課 総務担当		
標準処理期間	なし	法定処理期間	15日
<p>【審査基準】</p> <p>・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>(1) 自己の保有個人情報の開示請求があった場合において、開示請求に係る保有個人情報が埼玉東部消防組合個人情報保護条例第 14 条各号のいずれかに該当するときは、開示しないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等の規定により、開示することができないとされているもの ・開示請求者以外のものに関する情報を含む保有個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外のものの正当な利益を侵すおそれのあるものその他の非開示情報 <p>(2) 開示請求に係る保有個人情報に、非開示となる保有個人情報がある場合において、これらの保有個人情報を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、非開示となる保有個人情報の部分を除いて、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(3) 当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p>			
所 管 課	総務課 総務担当	処理番号	総No. 4